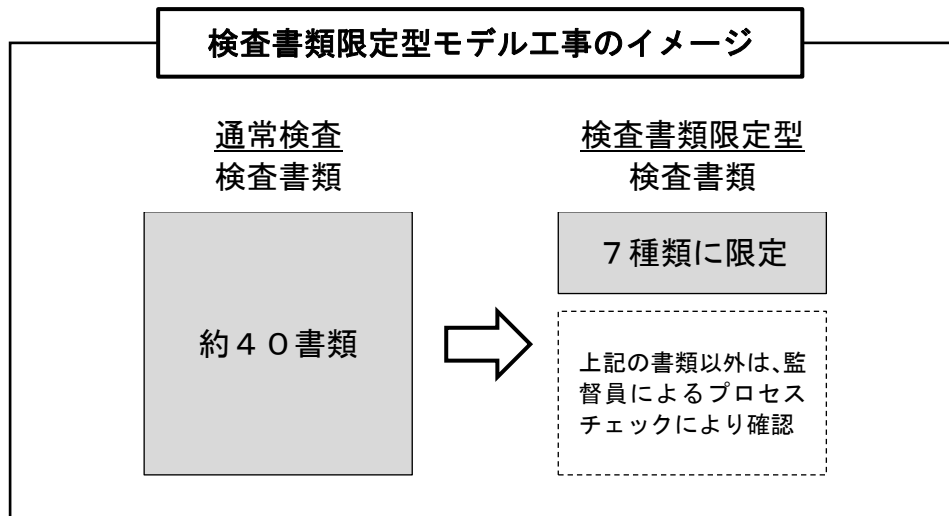


『検査書類限定型モデル工事』を試行します

- 企業局では、情報共有システム（ASP）活用工事について、完成（中間）検査時に検査員が評定のために確認する書類を、次の7書類に限定することとします。（それ以外の書類は監督員が確認し、検査員に説明・報告。）
 - ①施工計画書
 - ②施工体制台帳・体系図（下請引取検査書類含む（提示のみ））
 - ③工事打合せ簿
 - ④出来形管理図表
 - ⑤品質管理図表
 - ⑥材料品質証明関係資料（材料使用届等）
 - ⑦工事写真

- 書類は、原則、電子化のうえ、ASPで検査します。（電子化する書類は、受発注者間で協議のうえ、決定します。）



- 企業局では、企業局が発注する建設工事全般（営繕工事を除く）を対象に、令和3年度からASPを導入し、令和6年度までの完全導入を目標として、検査書類限定型モデル工事とあわせて、段階的に対象工事を拡大していきます。

- 実施後はアンケートにより、限定書類の選定や実施方法を検証し、その後の検査・発注に反映させていきますので、御協力をお願いします。

以上//